

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

告示(選)

- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………一
- 政治団体の届出……………一
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………六
- 資金管理団体の指定の届出……………七
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………九
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)……………一〇
- 令和四年十月十七日付東京都教育委員会規則第五十七号……………一〇
- 令和六年一月十九日付東京都告示第三十九号……………二

告示

東京都告示第二百三十六号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) 第一百五十七条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第一百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十一日

東京都知事 小池百合子

一 事業組合の名称

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成二十八年十二月六日から令和六年三月三十一日まで

で

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各区内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿六丁目二十五番八号

平成二十八年十二月六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年三月十一日

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六

条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会衆議院東京都第9選挙区支部	大河内 茂太	長澤 朝子	練馬区下石神井5-8-5	R5. 11. 7	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第25選挙区支部	宮崎 太朗	宮崎 匡功	福生市東町2-7	R5. 11. 7	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
国民民主党東京都千代田区支部	田中 エリカ	山崎 泰	千代田区六番町6-4	R5. 11. 6	○
国民民主党東京都調布市支部	山根 洋平	赤座 孝明	調布市仙川町1-30-1	R5. 11. 6	○
自由民主党東京都練馬区第三十七支部	濱田 幸宏	前 博之	練馬区貫井3-14-8	R5. 11. 15	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
宮崎太朗後援会	宮崎 太朗	宮崎 匡功	福生市東町2-7	R5. 11. 7	衆議院議員	宮崎 太朗、衆議院議員
吉田圭一郎後援会	吉田 圭一郎	吉田 圭一郎	国分寺市本多1-5-5	R5. 11. 28	衆議院議員	吉田 圭一郎、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
医西会	西村 寛一郎	高原 理	江戸川区中央4-21-5	R5. 11. 21
菅源太郎を応援する会	菅 源太郎	菅 源太郎	武蔵野市中町3-8-1	R5. 11. 28
教育無償化を実現する会	前原 誠司	徳永 久志	千代田区神田神保町1-5	R5. 11. 30
江東区民ファーストの会	小暮 裕之	小暮 裕之	江東区深川2-16-23	R5. 11. 24
小柳しげる後援会	丹野 光	金崎 文子	板橋区双葉町6-12	R5. 11. 9
財政社会保障懇談会	小野 一郎	小野 一郎	杉並区永福1-33-10	R5. 11. 16
しやけ和夫後援会	初宿 和夫	串田 克巳	八王子市明神町4-1-17	R5. 11. 7

正直で公正な江東区長を誕生させる会	甚野 謙	甚野 謙	江東区大島7-23-10	R5. 11. 16
新江東元気宣言	岡本 光樹	岡本 靖磨呂	江東区亀戸1-32-8	R5. 11. 9
鈴木なりさとみんなの会	園 捺梨沙	園 利一郎	武蔵野市西久保3-11-1	R5. 11. 14
税理士による若宮健嗣後援会	中川 俊明	高井 寿	世田谷区弦巻1-11-9	R5. 11. 28
世田谷区政研究会	島山 晋一	石川 ナオミ	世田谷区世田谷4-21-27	R5. 11. 7
チーム江東スマイル	青山 侑	土井 裕之	江東区亀戸1-32-8	R5. 11. 20
誇りある我がまち八王子をつくる会	下田 直啓	中川 常彦	八王子市明神町4-1-17	R5. 11. 20
みんなでつくる。やさしい武蔵野	藤江 慶一郎	高木 敦子	武蔵野市吉祥寺東町2-24-6	R5. 11. 16
むさしの草の根プロジェクト	園 捺梨沙	園 利一郎	武蔵野市西久保3-11-1	R5. 11. 14
やさしいまち、つながるまちへ	邑上 守正	平野 治	武蔵野市吉祥寺北町1-31-29	R5. 11. 28

●東京都選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次と
おり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党中野総支部	高倉 良生	会計責任者の氏名	平山 英明	小林 善一	R5. 11. 1
国民民主党東京都第28区総支部	奥村 祥大	主たる事務所の所在地	練馬区桜台4-1-11	練馬区高松5-11-8	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	渡邊 義輝	奥村 祥大	R5. 10. 1
参政党東京第28支部	鈴木 賢三	会計責任者の氏名	渡邊 由里子	若尾 夏世	R5. 11. 15
自由民主党東京都府中市第三支部	平田 嘉之	代表者の氏名	平田 嘉之	鈴木 錦治	R5. 6. 18
日本維新の会衆議院東京都第3選挙区支部	吉平 敏孝	会計責任者の氏名	瀬楽 将広	吉平 敏孝	R5. 11. 1
立憲民主党東京都第28区総支部	高松 智之	主たる事務所の所在地	練馬区練馬3-1-3	練馬区貫井1-3-6	R5. 11. 8

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
梅田なつき後援会	菅原 夏紀	主たる事務所の所在地	千代田区飯田橋2-1-2	千代田区九段北1-5-5	R5. 9. 16
王子税理士政治連盟	吉田 隆夫	代表者の氏名	吉田 隆夫	遠田 晴雄	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	吉田 隆夫	遠田 晴雄	R5. 6. 22
小木てつろう 世田谷区との格差を解消する狛江の会	小木 哲朗	会計責任者の氏名	中西 和子	小木 利茂子	R5. 11. 7
幸福実現党府中後援会	高橋 和人	主たる事務所の所在地	府中市矢崎町5-13-2	府中市白糸台4-44-1	R5. 11. 1
		代表者の氏名	高橋 和人	眞方 豊正	R5. 11. 1
次世代推進研究会	古本 伸一郎	主たる事務所の所在地	愛知県豊田市西町2-52-1	新宿区河田町3-51	R5. 11. 10
税理士による末松義規後援会	小鹿倉 薫	主たる事務所の所在地	国分寺市南町3-7-9	国分寺市高木町2-14-3	R5. 10. 18
		代表者の氏名	小鹿倉 薫	市瀬 寛	R5. 10. 18
千代田維新の会	野沢 哲夫	主たる事務所の所在地	千代田区神田小川町3-11-2	千代田区一番町23-2	R5. 8. 4
東京電力労働組合政治連盟東京都支部	下山 克巳	代表者の氏名	下山 克巳	吉田 茂	R5. 8. 4
		会計責任者の氏名	馬場 英二郎	天野 利彦	R5. 8. 4

東京都宅建政治連盟墨田支部	石川 正巳	会計責任者の氏名	土生津 良	進士 栄一郎	R5. 11. 30
東京の豊かな生活を考える会	市川 裕高	主たる事務所の所在地	豊島区高田1-36-13	板橋区大山町1-1	R5. 11. 13
		代表者の氏名	市川 裕高	児玉 真二	R5. 11. 13
		会計責任者の氏名	田中 伸治	山内 菜々	R5. 11. 13
都民ファーストの会おじま紘平後援会	尾島 紘平	主たる事務所の所在地	練馬区平和台4-22-15	練馬区平和台4-24-8	R5. 11. 10
都民ファーストの会練馬区第二支部	尾島 紘平	主たる事務所の所在地	練馬区平和台4-22-15	練馬区平和台4-24-8	R5. 11. 10
中川雅治懇話会	中川 雅治	会計責任者の氏名	高橋 八千代	沖 康雄	R5. 9. 1
中島よしお励ます会	中嶋 義雄	会計責任者の氏名	石川 和広	道下 勇	R5. 10. 30
はまさき真也後援会	濱崎 真也	政治団体の名称	はまさき真也後援会	国立らしくさらに住みよい街へ	R5. 11. 7
東山あきおと武蔵野市を前に進める会	東山 明夫	主たる事務所の所在地	武蔵野市関前4-16-5	武蔵野市吉祥寺本町1-33-2	R5. 11. 28
町田税理士政治連盟	眞島 善秀	代表者の氏名	眞島 善秀	熊澤 芳子	R5. 6. 12
		会計責任者の氏名	福井 紀之	並木 知紀	R5. 6. 12
松澤あいり後援会	松澤 愛里	主たる事務所の所在地	江東区豊洲1-3-2	江東区深川2-16-23	R5. 5. 1
御袖会	古本 伸一郎	主たる事務所の所在地	愛知県豊田市西町2-52-1	新宿区河田町3-51	R5. 11. 10
みんなでつくろう楽しい杉並	城 信雄	主たる事務所の所在地	杉並区堀ノ内1-27-5	杉並区成田東3-1-1	R5. 10. 31
		代表者の氏名	城 信雄	久水 勝人	R5. 10. 31
		会計責任者の氏名	城 信雄	久水 勝人	R5. 10. 31

備考 従来東京都選挙管理委員会に届出されていた、小林史明を育てる会、次世代推進研究会及び御袖会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。また、自由民主党東京都府中市第三支部の代表者平田嘉之の選任年月日は、令和5年11月28日である。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都板橋区第三十支部	杉田 寛	R5. 10. 31
自由民主党東京都江東区第十支部	堀川 幸志	R5. 10. 31
自由民主党東京都八王子市第三十七支部	森屋 昌彦	R5. 10. 31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
NHKから国民を守る党	栗原 博之	R5. 11. 8
栗原しんご後援会	栗原 真吾	R5. 11. 30
江東・生活者ネットワーク	函師 和美	R5. 11. 10
杉田ひろし後援会	杉田 寛	R5. 10. 31
杉田ひろしの会	杉田 寛	R5. 10. 31
鈴木あきらを応援する会	鈴木 明	R5. 10. 31
地球千年平和党	阿久津 隆史	R5. 11. 29
久水勝人後援会	久水 勝人	R5. 10. 31
堀川こうじ後援会	堀川 幸志	R5. 10. 31
無所属 つなぐ三鷹の会	成田 千尋	R5. 10. 2
もりや昌彦後援会	森屋 昌彦	R5. 10. 31
若杉会	杉田 寛	R5. 10. 31

●東京都選挙管理委員会告示第十七号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岡本 光樹	区長	新江東元気宣言	江東区亀戸1-32-8	R5. 11. 9
菅 源太郎	市議会議員	菅源太郎を応援する会	武蔵野市中町3-8-1	R5. 11. 24
小暮 裕之	区長	江東区民ファーストの会	江東区深川2-16-23	R5. 11. 20
園 捺梨沙	市議会議員	鈴木なりさとみんなの会	武蔵野市西久保3-11-1	R5. 11. 10
宮崎 太朗	衆議院議員	宮崎太朗後援会	福生市東町2-7	R5. 11. 1
吉田 圭一郎	衆議院議員	吉田圭一郎後援会	国分寺市本多1-5-5	R5. 11. 28

●東京都選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤 大輔	伊藤大輔後援会 勝栄会	公職の種類	都議会議員	市議会議員	R5. 10. 1
尾島 紘平	都民ファーストの会おじま紘平後援会	主たる事務所の所在地	練馬区平和台4-22-15	練馬区平和台4-24-8	R5. 11. 10
野沢 哲夫	千代田維新の会	主たる事務所の所在地	千代田区神田小川町3-11-2	千代田区一番町23-2	R5. 8. 4
濱崎 真也	はまさき真也後援会	政治団体の名称	はまさき真也後援会	国立らしくさらに住みよい街へ	R5. 11. 7
東山 明夫	東山あきおと武蔵野市を前に進める会	主たる事務所の所在地	武蔵野市関前4-16-5	武蔵野市吉祥寺本町1-33-2	R5. 11. 28
松澤 愛里	松澤あいり後援会	主たる事務所の所在地	江東区豊洲1-3-2	江東区深川2-16-23	R5. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九條第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年三月十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
岡本 光樹	都民ファーストの会岡本こうき後援会	R5. 11. 8

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
杉田 寛	杉田ひろし後援会	R5. 4. 30
鈴木 明	鈴木あきらを応援する会	R5. 5. 25
久水 勝人	みんなでつくろう楽しい杉並	R5. 10. 31
堀川 幸志	堀川こうじ後援会	R5. 4. 30

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年三月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市伊奈平五丁目五番一及び同番一地主
 武蔵村山市残堀一丁目四十五番地一
 比留間商事株式会社
 代表取締役 比留間勝一

あきる野市小川字後田七百三十二番二、七百三十三番八、同番十から同番十三まで、七百三十四番一、同番二、同番十二、同番十四、七百三十五番二、小川字舞知七百七十七番六の一部及び七百七十九番二
 代表取締役 永松 文彦

武蔵村山市残堀五丁目八十番十四の一部及び八十一番
 武蔵村山市伊奈平五丁目一番地の三
 株式会社大岸ホーム
 代表取締役 豊泉 俊

東久留米市小山五丁目千二百一十一番十四及び同番二十二
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋

三鷹市上連雀九丁目百八十八番一
 立川市泉町九百三十五番地の二十八
 大和ハウス工業株式会社

支配人 稲村 敏伸

東久留米市水川台一丁目三百二十一番二十八、三百三十二番三、同番五、三百三十三番二及び同番二十九
小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

狛江市元和泉二丁目三千二百四十三番一、三千二百五十三番一、同番二、三千二百五十五番一、同番二、三千三百五番九及び同番十一
狛江市中和泉一丁目二十番二十四号
飯田 城一

小平市小川町二丁目千三百七番三十四及び千三百八番五
小平市小川町二丁目千三百八番地の四
青木 茂

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、六本木五丁目西地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和六年三月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和六年四月十七日(水曜日)午後一時三十分開始

二 場所

港区立麻布区民センター 区民ホール

港区六本木五丁目十六番四十五号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和六年三月二十五日

(月曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。))、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称
(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三三八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス
入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyomeito.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。
なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。
九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

正 誤

○令和四年十月十七日付東京都教育委員会規則第五十七号

ページ一段一行 誤 正

増刊81

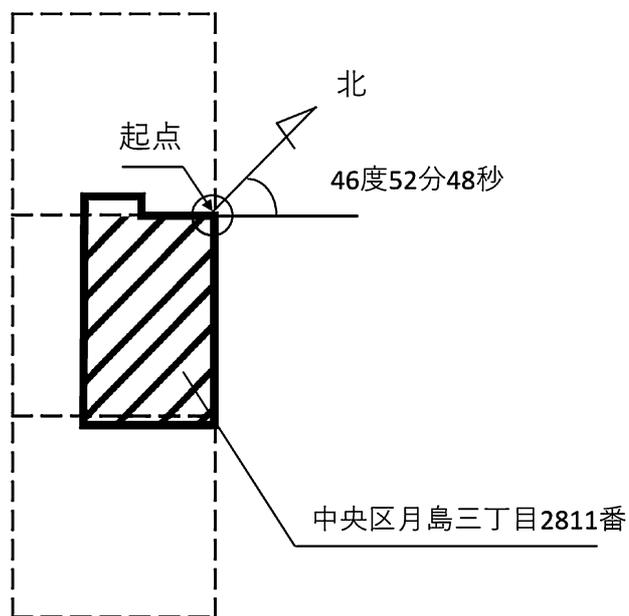
二 上

二

改め、「応用化学科、カラーリングアート科又はグラフィックアート科」の下に「」を加える。に改める。

○令和六年一月十九日付東京都告示第三十九号
四ページ上段の別図を次のように訂正する。

別図



【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、中央区月島三丁目2811番の最北端とする。

【格子の回転角度（46度52分48秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

